［略］		
五　陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊（前号及び次号を除く。）及び自衛隊サイバー防衛隊	［略］	
六　航空医学安全研究隊	十八　航空医学安全研究隊の研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
	十九　航空医学安全研究隊の部の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	科長
七　削除	［略］	
二十二から二十四まで削除		
二十五　航空自衛隊幹部学校航空研究センターの所掌事務のうち、研究に関する事務をつかさどる官職の職務		
八　学校、教育訓練研究本部、補給統制本部及び海上自衛隊補給本部		

［同上］		
五　陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊（前号、次号及び第七号を除く。）及び自衛隊サイバー防衛隊	［同上］	
六　航空医学実験隊	十八　航空医学実験隊の研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
	十九　航空医学実験隊の部の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	科長
七　航空自衛隊の部隊のうち、司令部が置かれず部が置かれる部隊（前号に掲げるものを除く。）	［同上］	
	二十二　この項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等の長の指揮監督を受け、研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
	二十三　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官
	二十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員
八　学校、教育訓練研究本部、補給統制本部及び海上自衛隊補給本部	二十五　削除	